

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2009.4 No.78

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL <http://www.niwaoffice.com/>

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご
相談ください。



知るといふこと

司法書士 丹羽正夫

一 はじめに

「私は、知らないということを知っている。ただ、それだけだ」(ソクラテス)。「私は、知らない。だから、知りたい」(養老孟司)。「官製不況の根は『知の衰退』である」(大前研一)。表面的知識があるからといって、理解し、実感しているとはいえず、正しい判断に到達するとは限らない。また、いろいろな出来事の真実を知らないことも多い。人は、知ることの意味を、謙虚に考えてみる必要がある。

二 「知る」の三段階

第一段階は、一定の事柄を記憶しているレベルである。試験においては正解となり、知っていることとなる。受験等では、記憶している知識の量が偏差値に大きく反映される。

第二段階は、理解しているレベルである。

事柄の意味、背景、なぜそのように考えるべきかを理解し、論理的帰結となるレベルである。そのレベルは多様であるが、人にわかりやすく説明できる程度と考えることができる。

第三段階は、熟知、実感、体得のレベルである。事柄の深い意味が、長年にわたる社会生活上の多様な体験から、初めて実感できることがある。諺でいえば、足を知る者は富む、人と屏風は直ぐには立たぬ、論語読みの

論語知らず等である。

三 視野の狭さを知る

法改正の際、実務現場、实体经济・経営、環境、市場の潮流、社会的利益、外国人投資家等の視点が欠けていることがある。たとえば、〇〇偽装に対する法改正。運用の不備を法制度の不備として取り扱う。そして、過剰な規制に伴いコストが上昇し、事業者、消費者がその負担を背負う。その結果、実害のない事例でも、1%のリスク回避のために、全体のコストが大幅に上がる。不正、虚偽が許されないことは勿論であるが、法改正に際し、前提としての運用改善をしないまま、いきなり社会的利益を顧みない、コストのかかる、無責任な改正事例が、最近、目に付いて仕方がない。

四 知の向上による難問の克服

近時、とりわけ、中身のある、適正な社会制度の再構築の必要性を痛感する。まず、一人ひとりが、表面的な知識、教養ではなく、視野の広い真の知識を養うとともに思考能力の向上を図ることにより、主体的に、意識改革に取り組む。そして、将来を見据えたうえで、適切な方策を素早く断行するのである。